

左京歯科医師会会員の先生へ

保険部よりお知らせです！

最大 20 万円の一時金について

## 重要 !!

京歯保険部より転載します。

マイナ保険証の利用率・利用人数に応じて一時金が給付されるにあたって、

「申請」は不要ですが、「達成状況報告」が必要になります。

達成状況報告内容は下記 3 点です。

①厚生労働省 HP に掲載されている、

「医療 DX 推進体制整備加算の掲示に関する施設基準を満たす」ポスターを  
窓口に掲示

②窓口での共通ポスター掲示

③患者へのお声かけと、利用を求めるチラシの配布の徹底

これについてのアンケートがあり、その期限が 8/31 との情報が入り、支払基金  
に対してそのような通知がなかったことを申し入れました。その旨を基金から  
厚労省に確認したところ、周知不足を認め、報告フォームはまだ回答できる状態  
で、現在終了時期を調整中とのこと。但し早急の回答が必要ですので、会員  
の先生方にお知らせいただき、急ぎご報告いただくようお願いします。

要は、ポータルサイトから登録して、アンケートに答えないと一時金がもらえま  
せん。

左京保険参事

祐森善彰

Yumori.dc1984@gmail.com